

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	◇ 公 告	ページ
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】		2
	◇ 人事委員会	
○ 北九州市職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局任用課】		3

北九州市公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和5年1月31日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市戸畑区牧山二丁目48番2から48番14まで	北九州市戸畑区沖台二丁目11番16号 株式会社デザイナーズラボ福岡 代表取締役 吉田さや

北九州市職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第1号

北九州市職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の給与に関する条例施行規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。

)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 条例第8条第14項

第19条本文中「及び」を「又は」に改め、同条ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条各号中「及び」を「又は」に改める。

第21条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の1項を加える。

(定年引上げに伴う措置)

11 条例付則第60項の規定により読み替えられた条例付則第59項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 通勤手当に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

様式中「再任用短時間勤務」を「定年前再任用短時間勤務」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第3条 住居手当に関する規則(昭和46年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条第3項に該当する」を「第5条第3項各号に掲げる」に

、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「で、単身赴任手当に関する規則」を「で、同規則」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第4条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年北九州市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「この条において」を削り、「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第2号中「この号において」を削り、同項第4号中「この号及び第6号において」を削る。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(定年引上げに伴う措置)

2 当分の間、給与条例付則第59項の規定の適用を受ける職員及び教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第3条第1項第1号、第3号又は第5号の規定により算定した額に100分の70を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

別表第1の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		3,300	3,900	4,600	5,200	5,900
---------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

別表第3の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用		3,300	3,900	4,600	5,200	5,900
--------	--	-------	-------	-------	-------	-------

短時間勤務教職員						
----------	--	--	--	--	--	--

別表第5の再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表の再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員		3,300	3,900	4,600	5,200	5,700
----------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

(職員の定年による勤務延長に関する規則の一部改正)

第5条 職員の定年による勤務延長に関する規則(昭和60年北九州市人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市職員の定年等に関する条例施行規則

第1条中「第4条第5項の規定に基づき、勤務延長(条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)について」を「の施行に関し」に改める。

第2条の見出しを「(定年による退職の特例に係る手続)」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第4条第3項及び第4項の職員の同意は、書面により得るものとする。

第2条第2項中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書又は第2項」に改め、「書面」の次に「(同条第3項の職員の同意に係るものに限る。)」を加え、同条第3項中「勤務延長」の次に「(条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)」を加え、「人事委員会」を「、人事委員会」に改める。

第3条を次のように改める。

(定年による退職の特例に係る報告)

第3条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員で勤務延長をされたもの(条例第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける職

員を除く。)の事由及び期限を人事委員会に報告するものとする。

第4条中「人事委員会」を「、人事委員会」に改め、同条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制に係る管理監督職)

第4条 条例第6条各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職

(2) 前号に掲げる職のほか、人事委員会が定める職

2 条例第6条第6号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする

(1) 次に掲げる職のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項若しくは北九州市職員の分限に関する条例(昭和38年北九州市条例第18号)第2条の規定による休職又は法第29条第1項の停職の処分のために管理職手当(条例第6条第1号から第5号までの管理職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けていない職員の職

ア 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

イ 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

ウ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

エ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの

オ 教育職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

カ 教育職給料表(4)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

キ 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

ク 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例(昭和63年北九州市条例第3号)第2条の規定による派

遣をされた職員のうち管理職手当に相当する手当を支給されるものの職（法第28条の2第1項本文に規定する降任をした職員の職を除き、前号アからクまでに掲げる職に限る。）

(3) 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例（平成13年北九州市条例第43号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員のうち管理職手当に相当する手当を支給されるものの職（法第28条の2第1項本文に規定する降任をした職員の職を除き、第1号アからクまでに掲げる職に限る。）

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による派遣をされた職員のうち管理職手当に相当する手当を支給されるものの職（第1号アからクまでに掲げる職に限る。）

(5) 第1号から第4号までに掲げる職のほか、人事委員会が定める職（管理監督職勤務上限年齢による管理監督職への任用の制限の特例に係る手続）

第5条 条例第10条の職員の同意は、書面により得るものとする。

2 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、前項の職員の同意を得たことを証する書面（同条第2項又は第4項の規定により異動期間を延長する場合の職員の同意に係るものに限る。）を添付するものとする。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第6条 条例第9条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職は、北九州市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校並びに高等専修学校（以下「市立学校」という。）に置かれる校長の職並びに北九州市教育委員会事務局に置かれる管理監督職で市立学校の教員であった者が占めるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による管理監督職への任用の制限の特例に係る報告）

第7条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項又は第3項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員の事由及び当該延長後の異動期間を人事委員会に報告するものとする。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第8条 条例第12条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する年齢60年以上退職者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則(昭和63年北九州市人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(定年引上げに伴う措置)

- 4 当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以前に、条例第2条の規定により派遣され、又は条例第3条第1項の規定により派遣の期間が更新された一般の派遣職員(給与条例付則第59項又は教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受けるものに限る。)の当該特定日以後の給与は、当該特定日の翌日を派遣の日とみなして第3条の規定を適用して得た額とする。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第7条 単身赴任手当に関する規則(平成2年北九州市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「第28条の2第1項」及び「(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削り、「再任用」を「定年前再任用」に改め、同項第7号中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

様式(裏)中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第8条 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則(平成7年北九州市人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「規定による」を削る。

(北九州市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第9条 北九州市職員の退職管理に関する規則(平成28年北九州市人事委員

会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
 - (1) 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北九州市条例第20号。以下「改正条例」という。)付則第9項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正条例付則第23項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。) 改正条例付則第24項
 - (2) 暫定再任用短時間勤務職員 改正条例付則第25項(改正条例付則第28項又は第29項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、改正条例付則第21項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第1条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例施行規則第19条及び第21条の規定を適用する。
(通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の通勤手当に関する規則様式の規定を適用する。
- 5 この規則の施行の際現に存する第2条の規定による改正前の通勤手当に関する規則様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
(住居手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の住居手当に関する規則(以下「新住居手当規則」という。)第4条の地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、新住居手当規則第4条の規定を適用する。
(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 7 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)及び改正条例付則第40項に規定する暫定再任用教職員(同項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員(以下「暫定再任用短時間勤務教職員」

という。)を除く。以下この項において同じ。)は、第4条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「新義務教育等教員特別手当規則」という。)第3条各号列記以外の部分の地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、新義務教育等教員特別手当規則の規定を適用する。この場合において、新義務教育等教員特別手当規則第3条第1項各号列記以外の部分中「額とし、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第4項又は教職員勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は教職員勤務時間条例第2条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは「額」とする。

8 暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務教職員は、新義務教育等教員特別手当規則第3条各号列記以外の部分の地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、新義務教育等教員特別手当規則の規定を適用する。

9 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、前2項の規定により義務教育等教員特別手当の支給を受ける暫定再任用職員及び暫定再任用教職員が、これらの項の規定により義務教育等教員特別手当の月額を算定する場合において、付則別表の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該給料表及び職務の級に応じた同表の右欄に掲げる月額をこれらの項の規定により適用する新義務教育等教員特別手当規則第3条第1項の各号に掲げる額とする。

(職員の定年による勤務延長に関する規則の一部改正等に伴う経過措置)

10 第5条の規定による改正後の職員の定年による勤務延長に関する規則第2条及び第3条の規定は、改正条例付則第2項の規定により期限を延長する場合について準用する。

11 改正条例付則第3項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年(同項に規定する新定年条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日(改正条例付則第2項に規定する施行日をいう。以下同じ。))である場合には、施行日の前日における旧定年条例(同項に規定する旧定年条例をいう。以下同じ。)第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例(同項に規定する新定年条例をいう。以下同じ。)第3条本文に規定す

る定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 2 改正条例付則第3項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員とする。

1 3 改正条例付則第6項、第7項、第11項及び第12項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用(改正条例付則第6項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

1 4 改正条例付則第10項(改正条例付則第13項において準用する場合を含む。)の同意は、書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて任命権者が定めるものをいう。)により得るものとする。

1 5 改正条例付則第21項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(改正条例付則第12項に規定する新定年条例定年相当年齢をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

1 6 改正条例付則第21項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

1 7 改正条例付則第21項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、付則第16項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

18 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則(以下「新単身赴任手当規則」という。)第5条第3項第1号に規定する定年前再任用をされた職員とみなして、同項及び新単身赴任手当規則様式(裏)の規定を適用する。この場合において、同項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定による採用(法」とあるのは「北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北九州市条例第20号)付則第6項第4号に規定する暫定再任用(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))」と、同号及び同項第7号並びに同様式(裏)中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」とする。

19 この規則の施行の際現に存する第7条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則様式(裏)による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

20 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則第2条の地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同条の規定を適用する。

(北九州市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

21 暫定再任用職員は、第9条の規定による改正後の北九州市職員の退職管理に関する規則第22条第2号に規定する職員とみなして、同号の規定を適用する。

(その他の経過措置)

22 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

付則別表

給料表	職務の級	月額
給与条例第5条第1項第3号アに掲げる教育職給料表(1)	4級	6,400円
教職員給与条例第7条第1項第1号アに掲げる教育職給料表(3)	4級	6,400円
教職員給与条例第7条第1項第1号イに掲げる教育職給料表(4)	4級	6,400円